

運転記録証明書等の交付手続き及び交付料助成の取り扱いについて

1. 交付手続方法

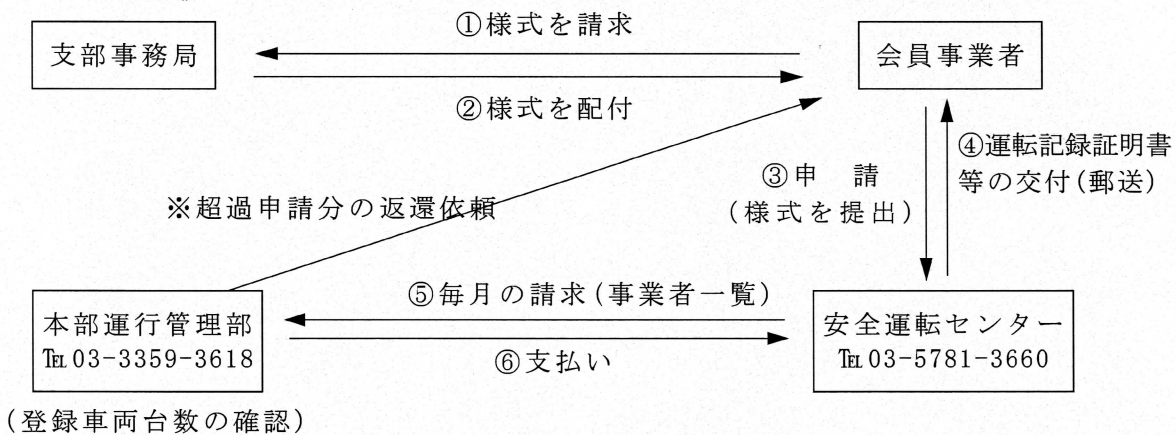
- (1) 交付料の助成を請けようとする会員事業者は、所属支部より、所属支部名等の記載がある「運転記録証明書交付申請書・委任状」を入手し、必要事項を記入・押印の上、自動車安全運転センター東京都事務所（警視庁鮫洲運転免許試験場内）の窓口で申請手続き（郵送を含む。）を行うこととなります。
- (2) 同会員事業者が当該センターへ申請する際、交付申請料を支払う必要はありませんが、以下の「2. 交付手続き上の注意点」に留意してください。

2. 交付手続き上の注意点

会員事業者は、以下の3点についてご注意ください。

- (1) 「運転記録証明書交付申請書・委任状」については、所属支部から入手した「所属支部名等の記載」のある専用の様式を使用すること。
なお、申請に際しては、（記載・押印もれ等）が無いようにご注意ください。
- (2) 当該申請書類での申請先は、自動車安全運転センター東京事務所のみとなります。
- (3) 1 会員事業者あたりの交付料助成の上限は、次のとおりです。
- ① 所属支部登録車両台数が 30 台以下の場合は、年度内における、1 社あたりの助成件数は、支部登録車両台数分までとなります。
- ② 所属支部登録車両台数が 31 台以上の場合は、年度内における、1 社あたりの助成限度は、30 件までとなります。
- ※ 同一年度内に、上記①・②の限度を超えて申請があった場合には、東ト協本部運行管理部より、申請された会員事業者に対して、超過申請分の交付申請料の返還をお願いすることとなります。

3. 交付申請手続きフロー



4. その他

関東交通共済協同組合におきましても、同組合員に対する運転記録証明書の交付料助成を実施しておりますので、詳細は下記まで、お問い合わせください。

○問合せ先：関東交通共済協同組合 Tel 03-5337-1754

※ 証明申請先

「自動車安全運転センター 東京都事務所」(担当) 業務第二課
〒140-8682 品川区東大井1-12-5 警視庁鮫洲運転免許試験場内
(代表電話：03-5781-3660)